

農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則として農地バンク経由になります！

〈 現 行 〉

相対の農地の貸借（※1）

令和7年3月までは経過措置期間
として活用可能



〈 令和7年4月以降 〉

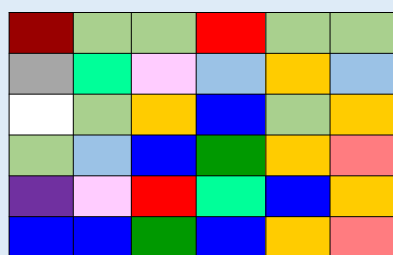
目標地図（※2）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

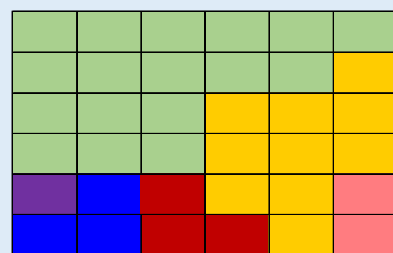
※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、
誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農地バンク

農業者ごとにまとめて
使いやすく！



農地の貸し借りは農地バンクを経由した方法に一本化し、農地バン
クが分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて整備した上で、
農地の受け手が使いやすい形で農地を貸し付けていきます！

農地の貸し借りは



農林水産省

農地バンク活用には ／各種メリットがあります！／



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借受する場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

* 農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



農地の貸し借りのご相談は
お近くの**農業委員会**まで！



〈権利設定のイメージ〉



お問い合わせ先

南会津町農林課農政係
南会津町農業委員会事務局

Tel: 0241-62-6220
Tel: 0241-62-6320

農林水産省